

石ヶ谷公園ほか公園・緑地の
指定管理者業務に関する仕様書

2022年(令和4年)7月15日
明 石 市

目 次

1	管理運営の目的、基本的な考え方	1
2	公の施設の概要	1
	（１）平面図等	3
	（２）施設及び備品等の貸付	3
3	管理の基準	3
	（１）開館・開場時間	3
	（２）休館・休場日	4
	（３）文書等の管理・保存	5
	（４）環境への配慮	5
	（５）市と指定管理者の責任分担	5
	（６）個人情報の保護について	5
	（７）情報公開について	5
	（８）指定管理開始前の準備	5
	（９）指定終了時における措置等	5
	（１０）業務の検査	6
	（１１）指定の取消し等	6
	（１２）保険等の取り扱いについて	6
	（１３）危険管理体制及び災害時等の対応	6
	（１４）障害者等への合理的配慮の提供	6
	（１５）職員研修の実施	6
	（１６）法令等の遵守	6
	（１７）その他	6
4	業務体制・人員配置の基準	
	（１）業務体制	6
	（２）人員体制、人員配置の基準	6
5	業務の内容及び達成すべき水準	7
	（１）維持管理に関する業務	7
	（２）運営業務	10
	（３）貸館業務等	10
	（４）実施事業	12
	（５）附帯施設の運営	13
	（６）公園内行為許可	14
6	指定管理料等	14
	（１）指定管理料の支払い	14

(2) 修繕費	・ ・ ・ ・ ・ 14
(3) 光熱水費	・ ・ ・ ・ ・ 14
(4) その他	・ ・ ・ ・ ・ 14
7 報告業務	・ ・ ・ ・ ・ 14
(1) 月例報告	・ ・ ・ ・ ・ 14
(2) 四半期報告	・ ・ ・ ・ ・ 14
(3) 年次報告	・ ・ ・ ・ ・ 15
(4) 臨時報告	・ ・ ・ ・ ・ 15
(5) その他	・ ・ ・ ・ ・ 15
別表1 責任分担表	・ ・ ・ ・ ・ 16
別表2 公園部分管理表	・ ・ ・ ・ ・ 17
平面図等	・ ・ ・ ・ ・ 19

石ケ谷公園ほか公園・緑地の 指定管理者業務に関する仕様書

石ケ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場、高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地、南二見東緑地、南二見西緑地（以下「公園・緑地」という。）の指定管理者による管理運営基準は、この仕様書によるものとする。

1 管理運営の目的、基本的な考え方

公園・緑地は、公の施設であり、自然とのふれあいやレクリエーション活動、健康活動、文化活動など、豊かな地域づくりの拠点として、設置されたものである。特に有料公園施設は、誰もが身近にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツ活動の拠点とするため、設置されたものである。

指定管理者は、こうした多様な活動の拠点となるよう、以下の基本視点を念頭において業務を行い、公園・緑地の目的達成のため、必要な措置を講じることとする。

公園・緑地における管理運営の基本視点

- （１）公平・公正な取扱いなど、行政の代行として、適正な管理運営に努め、市民の信頼に応える。
- （２）多様なニーズに応えるなど、市民・利用者視点に立ち、質の高いサービスの提供を図る。
- （３）創意工夫した事業を実施するなど、公園のさらなる利活用や賑わいづくりに取り組む。

2 公の施設の概要

名 称	石ケ谷公園	明石海浜公園	魚住北公園
所 在 地	明石市大久保町松陰 字石ケ谷 1 1 2 6 番 4 7	明石市二見町南二見 8 番 1	明石市魚住町長坂寺 字宮東 1 2 4 2 番 7
公 園 面 積	1 3 . 9 h a	1 8 . 5 h a (臨時球技場 1 . 5 h a 含む)	1 . 3 h a
建 物 の 概 要	①明石中央体育会館 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 一部鉄骨造り) 建築面積 5, 5 7 9 m ² 延床面積 7, 9 8 0 m ² ②トイレ 2 棟 ※明石乗馬協会は管理区域外	①スポーツ施設管理事務所 (屋内競技場・備蓄倉庫) 鉄筋コンクリート造り平屋建て 建築面積 1, 2 5 4 m ² 床面積 1, 2 2 4 m ² ほか ②クラブハウス 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 建築面積 1 9 9 m ² 延床面積 2 7 2 m ² ③プール更衣棟 鉄骨造り平屋建て 建築面積 4 6 8 m ² 床面積 4 3 5 m ² ④プール管理棟 (食堂含む) 鉄骨造り 2 階建て 建築面積 1 0 6 m ² 延床面積 2 0 3 m ² ⑤トイレ 4 棟 ⑥海浜公園管理事務所 鉄筋コンクリート造り 2 階建て 建築面積 1 6 1 m ² 延床面積 2 5 3 m ²	①公園管理事務所 鉄骨造り平屋建て 建築面積 5 7 m ² ②公園倉庫 鉄骨造り平屋建て 建築面積 1 3 m ² ③シャワー室 木造平屋建て 建築面積 6 m ²

施設の概要	野外活動広場、ひだまりの広場、芝生広場、市民の森、梅林、放牧場、ハーブガーデンズ、バーベキュー許可エリア、スラックライン優先エリア、あそびの丘、駐車場（350台）、バリアフリートイレ（2箇所）など 明石中央体育会館 第1競技場（1,725㎡） 第2競技場（511㎡） 会議室（3室） トレーニングルーム ※明石乗馬協会は管理区域外	運動場（21,000㎡）、臨時球技場（15,000㎡）、テニスコート（8面）、プール（50mプール〈9コース〉1,050㎡、変形プール1,052㎡）、こども広場、展望広場、自由広場、駐車場（第1駐車場266台、第2駐車場304台）、バリアフリートイレ（1箇所）、トイレ（3箇所）など スポーツ施設管理事務所 屋内競技場（503㎡） 会議室（1室）	多目的広場（6,300㎡）、テニスコート（3面）、こども広場、トイレ（1箇所）、駐車場（8台）など
設備の概要	明石中央体育会館諸設備 ア 電気設備 ・契約電力 430KW ・変圧器 3φ 200KVA×1 500KVA×1 ・変圧器1φ 50KVA×3 ・発電設備 100KVA×1 ・自動充電式直流電源装置 2V×54 イ 空調設備 ・ヒートポンプチャラー 10台 ・冷温水ポンプ 3台 ・空気調和機 7台 ・エアコン 12台 ウ 給排水設備 ・受水タンク 15㎡×2 ・給水ポンプ 2台 エ 消防設備 ・消防ポンプ 1台 ・非常放送設備 1式 ・火災報知設備 1式 オ ボイラー設備 1台 カ 照明設備 ・第1競技場 120灯 ・第2競技場 64灯 キ メタンガス検出設備 2台	プール諸設備 ア プール電気設備 ・契約電力 48KW（6.6KV受電） ・変圧器 3φ 75KVA×1 ・変圧器 1φ 30KVA×1 ・発電設備 なし イ プール用ろ過器能力 ・50メートルプール 210㎡/H ・ファミリープール 132㎡/H ・オーバーフロー用 84㎡/H ウ プール用ろ過ポンプ能力 ・50メートルプール 210㎡/H×1.9m×15KW ・ファミリープール 132㎡/H×1.5m×7.5KW ・オーバーフロー用 84㎡/H×1.5m×5.5KW エ 次亜塩素酸注入装置 3台 オ PAC注入装置 3台 カ 薬液タンクポリエチレン製 3,000ℓ	

名称	明石北わんぱく広場	高丘東公園	高丘西公園
所在地	明石市大久保町松陰 字上大池338番1ほか	明石市大久保町高丘 3丁目4番	明石市大久保町高丘 7丁目24番
公園面積	2.72ha	2.00ha	1.63ha
建物の概要	①管理棟 木造平家建て 床面積 22㎡ ②器具庫 S造平家建て 床面積 46㎡ ③トイレ1棟	①トイレ1棟	①トイレ1棟

施設の概要	芝生広場（14,000㎡）、多目的広場（2,320㎡）、バリアフリートイレ（1箇所）、駐車場（40台）など	多目的広場、園路、植栽、遊具、バリアフリートイレ（1箇所）など ※テニスコートは管理区域外	多目的広場、園路、植栽、遊具、バリアフリートイレ（1箇所）など ※テニスコートは管理区域外
-------	---	--	--

名称	西二見公園	西二見緑地	
所在地	明石市二見町西二見字出開地 1134番1	明石市二見町西二見字イヤノ上 1257番2	
公園面積	1.33ha	1.72ha	
建物の概要		①トイレ1棟	
施設の概要	多目的広場、園路、植栽、遊具、バリアフリートイレ（1箇所）など	多目的広場、園路、植栽、バリアフリートイレ（1箇所）など	

名称	南二見東緑地	南二見西緑地	
所在地	明石市二見町南二見23番	明石市二見町南二見24番	
公園面積	0.38ha	0.40ha	
建物の概要	①トイレ1棟	①トイレ1棟	
施設の概要	園路、植栽、トイレ（1箇所）など	園路、植栽、トイレ（1箇所）など	

（１）平面図等

別紙のとおり（P19～32）

（２）施設及び備品等の貸付

- ① 業務を処理するにあたり必要と認める範囲の土地、建物、施設、設備及び備品等（以下「財産等」という。）を指定管理者に無償で使用させるものとする。財産等は業務以外の目的に使用しないこと。ただし、あらかじめ市の承認を得たときはこの限りではない。

また、車両については貸与の対象外とし、指定管理者が調達すること。

- ② 指定管理者が使用する財産等の維持管理は指定管理者が行い、経費は指定管理料の範囲内で指定管理者が負担すること。

③ 備品

別途協議の上、貸付けるものとする。

ア 利用に支障をきたさないよう備品の管理を行うこと。

イ 備品について、経年劣化等により使用に耐えられなくなったときは、当該備品を修繕、購入又は調達するものとする。なお、指定管理料から購入した備品は、市の所有に帰属するものとする。

ウ 明石市が負担する備品（1品につき1万円以上）について、更新が必要な場合は、別途、明石市と協議すること。

3 管理の基準

（１）開館・開場時間

a) 石ヶ谷公園

- ① 明石中央体育会館
午前9時から午後9時まで
ただし、利用受付は午前9時から午後8時まで。
- ② 指定管理者から、①を前提として開館時間の延長を提案することができる。
- ③ 現行の指定管理者が②の提案により実施している事案は継続すること。

b) 明石海浜公園

- ① 運動場
ア 北面 午前9時から午後5時まで
ただし、4月1日から8月31日までにあつては、午前9時から午後6時まで。
イ 南面 午前9時から午後9時まで
- ② 臨時球技場、テニスコート
午前9時から午後5時まで
ただし、4月1日から8月31日までにあつては、午前9時から午後6時まで。
- ③ 屋内競技場
午前9時から午後9時まで
- ④ プール
午前10時から午後5時まで（7月1日から8月31日まで）
- ⑤ 駐車場
午前0時から午後12時まで（入庫時間は午前6時から午後9時まで。ただし、駐車場以外の公園の有料施設が休場日である場合の入庫時間は、午前9時から午後5時まで。）
ただし、入庫時間は現行の指定管理者の提案により午前5時から午後9時までとなっており、また、有料公園施設が休場日であっても同様となっている。
- ⑥ 指定管理者から①②③④⑤を前提として開場時間の延長を提案することができる。
- ⑦ 現行の指定管理者からの提案により実施している開場時間の延長は継続すること。

c) 魚住北公園

- ① テニスコート、多目的広場
午前9時から午後5時まで
ただし、4月1日から8月31日までにあつては、午前9時から午後6時まで。
- ② 指定管理者から①を前提として開場時間の延長を提案することができる。
- ③ 現行の指定管理者が②の提案により実施している事案は継続すること。

d) 明石北わんぱく広場

- ① 1～2月 平日：午前9時から午後4時、休日：午前9時から午後4時
3月 平日：午前9時から午後5時、休日：午前9時から午後5時
4～6月 平日：午前9時から午後5時、休日：午前8時から午後6時
7～8月 平日：午前8時から午後6時、休日：午前8時から午後6時
9～10月 平日：午前9時から午後5時 休日：午前8時から午後6時
11月 平日：午前9時から午後5時 休日：午前9時から午後5時
12月 平日：午前9時から午後4時 休日：午前9時から午後4時
- ② 指定管理者から、①を前提として開場時間の延長を提案することができる。

(2) 休館・休場日

a) 石ヶ谷公園

- ① 明石中央体育会館
毎週月曜日（当該日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日を除く。）
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
ただし、第2、第4月曜日は、現行の指定管理者の提案により開館しているため継続して開館すること。
- ② 指定管理者から、①を前提として休館日の削減等を提案することができる。

b) 明石海浜公園

- ① 運動場、臨時球技場、テニスコート、屋内競技場
毎週月曜日（休日にあたる時は、その日を除く。）
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

ただし、第2、第4月曜日は、現行指定管理者の提案により開館しているため継続して開館すること。

② 指定管理者から、①を前提として休館日の削減等を提案することができる。

② プール

7月1日から8月31までの毎週月曜日（休日に当たるとき及び、8月13日から同月15日は除く）及び9月1日から翌年6月30日まで。

ただし、現行指定管理者の提案によりプール開場期間中は無休としているため継続して開場すること。また、学童水泳大会等を実施する際は臨時休場とする。

③ 指定管理者から、①、②を前提として休場日の削減等を提案することができる。

c) 魚住北公園

① テニスコート、多目的広場

毎週月曜日（休日に当たるときは、その日を除く。）

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

ただし、第2、第4月曜日は、現行指定管理者の提案により開館しているため継続して開館すること。

② 指定管理者から、①を前提として休場日の削減等を提案することができる。

d) 明石北わんぱく広場

① 毎月第3月曜日（休日に当たるときは、その日を除く。）

毎年1月1日

② 指定管理者から、①を前提として休場日の削減等を提案することができる。

以上のほか、「明石市都市公園条例」、「明石市都市公園条例施行規則」並びにその他管理基準（明石中央体育会館管理基準、明石海浜公園及び魚住北公園スポーツ施設管理基準、明石海浜臨時球技場管理基準、明石海浜駐車場管理基準、明石海浜プール運営要領、石ヶ谷公園バーベキュー許可区域管理基準、明石北わんぱく広場管理基準等）に従って、公園の管理を行わなければならない。

(3) 文書等の管理・保存

指定管理者が、その業務に伴い作成または受領する文書等は、明石市文書管理規程に準じて、文書等の適正な管理・保持について必要な措置を講じるものとし、その内容を市へ提供すること。

また、指定期間終了時には、市の指示に従って当該文書等を引き渡すこと。

(4) 環境への配慮

指定管理者は、市のすすめる環境マネジメントの実施・維持に協力し、省エネ、省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図るものとし、その内容を市へ報告すること。

(5) 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者との責任分担は、別表1（責任分担）のとおりとする。

ただし、別表1（責任分担）に定める事項で疑義がある場合または、別表1（責任分担）に定めのない責任事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、分担を決定する。

(6) 個人情報の保護について

① 明石市個人情報保護条例に規定する個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の届出、目的外利用及び外部提供の制限、適正な管理の規定等は、指定管理者に準用されるため、指定管理者は、この条例を遵守しなければならない。

② 秘密の保持

指定管理者と指定管理者業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用しないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(7) 情報の公開について

指定管理者が職務において作成し、または取得した管理施設に関する文書等について、指定管理者は、その公開に努めるなど、明石市情報公開条例を遵守しなければならない。

(8) 指定管理開始前の準備

指定管理者の決定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう、管理の代行を開始する日の前に、管理運営に係る事前準備を行うとともに、従前の管理を行うものから市の立会いのもと、必要な引継ぎを受けるものとする。

(9) 指定終了時における措置等

指定期間の終了、指定取消し等により指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅延なく提供すること。

また、市が認めるものを除き、指定が終了となる者の費用負担で、原状回復措置を行なうこと。

(10) 業務の検査

市は、随時に施設の管理運営の業務に係る検査を行うことができるものとし、指定管理者は、これに協力すること。

(11) 指定の取消し等

市の指示に従わない場合、または指示によっても業務内容の改善が見られないと認めたときは、市は指定を取り消すことができる。または、業務の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとする。

(12) 保険等の取り扱いについて

- ① 指定の取消し、業務の停止、指定管理者が施設を損傷した場合等により、指定管理者が市に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。
- ② 市は、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する全国市長会市民総合賠償保険に加入している。（この保険において、平成23年4月から全ての指定管理者を被保険者とみなす扱いとなった。ただし、指定管理者の独自の事業（条例に定める業務以外の業務で、市から実施を求めている業務）については、この保険の対象外となる。）
- ③ 施設の火災保険は市が加入しているが、指定管理者の過失等が原因で発生した火災については、指定管理者へ求償する場合がある。
- ④ 必要に応じて指定管理者の責任に係る保険等は、指定管理者が加入すること。
- ⑤ 車両保険については、明石市が加入している保険と同等（対人・対物無制限）の保険に加入すること。（構内車であっても、同等の保険に加入すること）

(13) 危険管理体制及び災害時等の対応

- ① 指定管理者は、緊急時の対応及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、非常時に備えること。従事者に指導及び訓練を行うとともに、マニュアル及び訓練の実施結果等について、市へ報告すること。
- ② 明石市地域防災計画により、石ケ谷公園・明石海浜公園は指定緊急避難場所に、魚住北公園・高丘東公園・高丘西公園・西二見公園は、一時避難地となっている。また、明石海浜公園のスポーツ施設管理事務所の一部は、災害用備蓄倉庫になっている。さらに、石ケ谷公園の駐車場は、車中避難が可能な大規模駐車場施設となっており、明石中央体育会館については、自衛隊が派遣された場合に派遣部隊の宿泊（設営）場所として利用されることがある。そのため、災害の恐れがある場合などには、避難者の受け入れ等避難施設として必要な体制の確保を行うとともに、市より派遣される職員の指示に従い、市の運営に支援協力すること。

(14) 障害者等への合理的配慮の提供

指定管理者は市の施設においてサービスを提供する立場であることから「明石市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に準拠した障害者等への合理的配慮の提供を行うこと。

(15) 職員研修の実施

研修計画を作成のうえ、実務の履行に必要な技能を習得するため、社員研修を適宜実施し、円滑な業務の確保を図ること。

(16) 法令等の遵守

指定管理者は、公園の管理運営業務を行うにあたっては、本仕様書のほか募集要項に掲げる法令等に基づかなければならない。

(17) その他

この仕様書に定めのない事項があった場合、または、この仕様書を変更する必要が生じた場合は、指定管理者と協議の上、市が定めるものとする。

4 業務体制・人員配置の基準

(1) 業務体制

施設の管理基準等を踏まえ、業務に支障が生じないよう勤務時間を設定すること。

(2) 人員体制、人員配置の基準

施設の管理基準等を踏まえ、業務に支障が生じないよう勤務時間を設定すること。

- ① 総括責任者の配置
指定管理業務及び施設の総括的な責任者として、総括責任者を配置すること。
なお、総括責任者については、当該業務に精通したものを配置すること。
- ② 園長及び副園長の配置
石ケ谷公園及び明石海浜公園については、園長及び副園長をそれぞれ配置すること。
なお、園長及び副園長については、当該業務に精通したものを配置すること。
- ③ 担当者・従事者
指定管理業務を支障なく行うため、業務内容に応じた適切な人員を配置すること。
その他管理運営を行うにあたり遵守すべき法令等（消防法、施設保守関係法令等）に基づき、必要な資格を有する者を配置すること。
- ④ プール責任者、プール副責任者及びプール管理者（公認プール）の選任
指定管理者が行う業務の実施に先立ち、プール責任者及びプール副責任者を選任すること。
また、プール管理者は(財)日本水泳連盟プール公認規則第 15 条によるものとし、プール責任者または、プール副責任者が兼務することは差し支えないものとする。

5 業務の内容及び達成すべき水準

(1) 維持管理に関する業務

指定管理者は、安全管理マニュアルを作成し、施設や設備等を良好に維持し、サービスの提供が円滑に行われるよう、以下の基本的事項を踏まえ、日常点検及び保守管理業務を行うこと。

- ① 公園・緑地部分
現状よりも良好な景観となるよう、維持管理に努めるものとし、清掃、除草、剪定等の作業内容及び作業頻度については、別表 2（公園部分管理表）のとおりとする。
 - 1) 施設点検

日常点検	: 別表 2 のとおり
定期点検	: 2 回／年

 ※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
 - 2) 遊具点検

日常点検	: 休館・休場を除く毎日
定期点検	: 4 回／年 最低 1 回は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版)（平成 26 年 6 月国土交通省）及び、遊具の安全に関する規準（J P F A - S E - S : 2 0 1 4）」により一般社団法人 日本公園施設業協会が認定した有資格者にて実施すること。 ※緑地については遊具が設置されていない。
 - 3) 破損箇所修繕 : 適宜
 ※大木化、老齢化した樹木も多くあるため、適切に点検を実施し、公園利用者の安全安心を確保すること。
 石ケ谷公園、明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場における高木及び中木については、良好な景観形成に向け、自然樹形を活かすなど、市と協議しながら、剪定等を実施すること。
 石ケ谷公園には、昭和 53 年から昭和 55 年にかけて、市民の応募により記念植樹された「市民の森」があり、寄付された樹木を引き続き大切に育てていくため、その管理には細心の注意を払うこと。
 明石北わんぱく広場の花壇は、指定管理業務とは別に市が管理業務を委託しているが、植替えに伴う草花などの処分については、指定管理者が行うこと。また、夏場には、熱中症対策として市が支給する仮設テントを芝生内に設置（3 箇所）すること。悪天候が予想される場合は、市と協議の上、仮設テントを取外し、安全を確保すること。
- ② 明石中央体育会館部分（石ケ谷公園）
 - 1) 電気機械設備等保守管理
 休館日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 （法定資格者が必要な設備）
 受変電設備、照明設備、非常用発電設備、消防設備、放送設備、空気調和設備、換気設備、

- 給排水衛生設備、メタンガス検出設備、ボイラー設備、屋外設備（照明器具等）
- 2) 電気機械設備等定期点検
 (対象設備) 電気設備（毎月1回）、自動ドア点検（年4回）、空気調和設備（6月～9月及び11月～3月の各月1回）、換気設備（毎月1回）、給排水衛生設備（毎月1回）、水質検査（年2回）、高架タンク点検（毎月1回）、ボイラー・シャワー設備（毎月1回、ボイラー設備については年2回）、自家用電気工作物測定・点検（年1回）
 ※自家用電気工作物（キュービクル・電気設備）の安全な維持管理及び運用・工事の保安監督の為に電気主任技術者を選任し、電気事業法上の責任（法に基づく安全責任）を果たさなければならない。また、保安業務に基づき、指定管理者（電気主任技術者）は自家用電気工作物に関する修繕計画（不具合等の報告・修繕の優先順位など）の意見を市に報告、協議し、修繕の計画を立てること。
 - 3) 消防設備
 : 機器点検 1回／6ヵ月
 : 総合点検 1回／年
 - 4) 清掃
 日常清掃：休館日を除く毎日、午前8時から午後5時まで
 定期清掃：床面ワックス仕上げ（2ヶ月に1回）、窓ガラス・じゅうたん・競技場内照明器具（年1回）、館内の害虫駆除（年2回）
 - 5) 警備
 開館日は午後9時から翌朝午前9時まで、休館日及び年末年始は午前9時から翌朝午前9時までの機械警備及び公園巡視。
 - 6) 冷暖房設備点検保守
 冷暖房開始前の点検（6月及び11月）、冷暖房期間中の点検（8月及び1月）、安全弁及び圧力計検査（10月）
 - 7) エレベーター点検
 : 月1回（乗用エレベーター1台）
 - 8) 高所作業台定期点検
 : 年1回
 - 9) 施設点検
 日常点検 : 休館日を除く毎日
 定期点検 : 2回／年
 ※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
 ※当設備については、平成20年国土交通省告示第282号（特殊建築物等定期調査報告3年に1回）、第283号（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 年1回）及び第285号（建築設備定期検査報告 年1回）に基づく点検を実施すること。
 - 10) 簡易専用水道に基づく所定の業務を行う。（年1回）
 - 11) 破損箇所修繕 : 適宜
 - 12) その他設備の維持管理 : 適宜（清掃、簡易修繕等）
- ③ プール部分（明石海浜公園）
- 1) 「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準について」を遵守し、利用者の安全を確保すること。
 - 2) プール運営管理
 「明石海浜公園プール運営要領」によるものとする。
 - 3) プール電気設備保安管理等 : 1回／月
 - 4) プールろ過装置保守点検 : 3回（営業期間中）
 - 5) 公的機関による水質検査 : 3回（営業期間中）
 - 6) プール警備 : 1名（営業期間中）営業時間外も警備員を配置すること
 - 7) プール券売機保守管理 : 1回／年
 - 8) 更衣棟、管理棟夜間機械警備 : 毎日（営業期間中）
 - 9) 消防設備（更衣棟・管理棟）
 : 機器点検 1回／6ヵ月
 : 総合点検 1回／年
 - 10) 施設点検 : 毎日（営業期間中）

- 日常点検 : 休場日を除く毎日（営業期間中）
その他の期間は必要に応じて行うこと。
- 定期点検 : 2回／年
※ 指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
- 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
- 11) 破損箇所修繕 : 適宜
- 12) その他施設の維持管理 : 適宜（清掃、簡易修繕等）
- ④ 運動場、臨時球技場（明石海浜公園）及び多目的広場部分（魚住北公園）
- 1) グラウンド施設点検（屋外照明設備保守点検含む） : 休場日を除く毎日
- 2) グラウンド整地 : 1回／週 状況に応じ、実施すること。
- 3) 屋外照明設備保守点検 : 2回／年 総合点検及び一部点検
- 4) 施設点検
日常点検 : 休場日を除く毎日
定期点検 : 2回／年
※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
- 5) 破損箇所修繕 : 適宜
- 6) その他施設の維持管理 : 適宜（清掃、簡易修繕等）
- ⑤ テニスコート部分（明石海浜公園・魚住北公園）
- 1) テニスコート整地 : 1回／週 状況に応じ、実施すること。
- 2) 施設点検
日常点検 : 休場日を除く毎日
定期点検 : 2回／年
※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
- 3) 破損箇所修繕 : 適宜
- 4) その他施設の維持管理 : 適宜（清掃、簡易修繕等）
- ⑥ スポーツ施設管理事務所（屋内競技場）部分、クラブハウス部分（明石海浜公園）
- 1) 日常清掃 : 休場日を除く毎日
- 2) 定期清掃 : 4回／年
- 3) 電気設備保安管理等 : 月1回（備蓄倉庫を含む）
- 4) 屋内競技場火災報知設備点検 : 2回／年
- 5) 屋内競技場等夜間機械警備 : 毎日
- 6) 消防設備 : 機器点検1回／6ヵ月
総合点検1回／年
- 7) 施設点検
日常点検 : 休場日を除く毎日
定期点検 : 2回／年
※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
※屋内競技場を含むスポーツ施設管理事務所については、平成20年国土交通省告示第282号（特殊建築物等定期調査報告 3年に1回）及び第285号（建築設備定期検査報告 年1回）に基づく点検を実施すること。
- 8) 破損箇所修繕 : 適宜
- 9) その他施設の維持管理 : 適宜（清掃、簡易修繕等）
※自家用電気工作物（キュービクル・電気設備）の安全な維持管理及び運用・工事の保安監督の為に電気主任技術者を選任し、電気事業法上の責任（法に基づく安全責任）を果たさなければならない。また、保安業務に基づき、指定管理者（電気主任技術者）は自家用電気工作物に関する修繕計画（不具合等の報告・修繕の優先順位など）の意見を市に報告、協議し、修繕の計画を立てること。
- ⑦ 駐車場部分（石ヶ谷公園・明石海浜公園・魚住北公園・明石北わんぱく広場）

- a) 石ヶ谷公園、c) 魚住北公園、d) 明石北わんぱく広場
- 1) 破損箇所修繕 : 適宜
 - 2) 施設点検
 - 日常点検 : 休館・休場日を除く毎日
 - 定期点検 : 2回/年
 - ※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
 - 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
 - 3) その他施設の維持管理 : 適宜(清掃、簡易修繕等)
 - 4) その他: 石ヶ谷公園及び明石北わんぱく広場は、門扉の開閉を実施すること。

- b) 明石海浜公園
- 1) 明石海浜駐車場夜間機械警備 : 毎日
 - 2) 明石海浜駐車場機械定期点検 : 年3回及び緊急コール時対応含む。
 - 3) 施設点検
 - 日常点検 : 休場日を除く毎日
 - 定期点検 : 2回/年
 - ※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
 - 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
 - 4) 破損箇所修繕 : 適宜
 - 5) 駐車場料金の回収 : 休場日を除く毎日
 - 6) その他施設の維持管理 : 適宜(清掃、簡易修繕等)

- ⑧ 浄化槽(明石北わんぱく広場)
- 1) 浄化槽保守点検 : 4回/年
 - 浄化槽清掃 : 1回/年
 - 水質検査 : 1回/年
 - 2) 破損箇所修繕 : 適宜
 - 3) その他施設の維持管理 : 適宜(清掃、簡易修繕等)

- ⑨ 管理棟(明石海浜公園、魚住北公園、明石北わんぱく広場)
- 1) 日常清掃 : 休場日を除く毎日
 - 2) 定期清掃 : 2回/年
 - 3) 電気設備保安管理等 : 月1回
 - 4) 消防設備 : 機器点検1回/6ヵ月
総合点検1回/年
 - 5) 施設点検
 - 日常点検 : 休場日を除く毎日
 - 定期点検 : 2回/年
 - ※指定管理者が作成し、提出する安全管理マニュアルにより行うこと。
 - 臨時点検 : 市が必要と認めたとき行うこと。
 - 6) 破損箇所修繕 : 適宜
 - 7) その他施設の維持管理 : 適宜(清掃、簡易修繕等)

(2) 運営業務

- ① 広報と各種情報の提供
指定管理者は、施設のPRや情報提供のために、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。
ただし、作成にかかる費用は、指定管理者の負担とする。
- ② モニタリング及び利用者アンケート
指定管理者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートやモニタリングにより、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況を市へ報告すること。

(3) 貸館業務等

- ① 施設使用料
 - a) 石ヶ谷公園
 - 1) 明石中央体育会館

・第1競技場	全面を利用する場合	1時間につき	4,000円
・同	半面を利用する場合	1時間につき	2,000円

・第2競技場	1時間につき	1,300円
・会議室	1室1時間につき	400円
b) 明石海浜公園		
1) 明石海浜プール		
個人で使用する場合		
一般(中学生以上)	1人1回につき	500円
小学生	1人1回につき	250円
30人以上100人未満の団体で利用する場合		
一般(中学生以上)	1人1回につき	450円
小学生	1人1回につき	225円
100人以上の団体で利用する場合		
一般(中学生以上)	1人1回につき	400円
小学生	1人1回につき	200円
ただし、市内に居住又は通学する小学生が明石海浜プールを利用する場合については、使用料を徴収しない。		
2) 明石海浜テニスコート	1面1時間につき	1,000円
3) 明石海浜運動場		
全面を利用する場合	1時間につき	2,500円
半面を利用する場合	1時間につき	1,250円
4) 明石海浜屋内競技場	1時間につき	1,300円
5) 明石海浜駐車場(第1、第2)		
大型自動車及び中型自動車	1台1回につき	1,000円
普通自動車		
次に掲げる駐車時間の区分に応じ、次に定める額		
・9時間以内 駐車時間1時間ごと		100円
・9時間を超え24時間以内		1,000円
・24時間を超える場合次に定める額の合計額		
ア) 駐車時間24時間ごと		1,000円
イ) 駐車時間が24時間に満たない時間の部分		
駐車時間1時間ごとに100円として計算した額。		
ただし、1,000円を上限とする。		
c) 魚住北公園		
1) 魚住北テニスコート	1面1時間につき	1,000円
2) 魚住北多目的広場	1時間につき	1,250円
② 附属設備使用料		
a) 石ヶ谷公園(明石中央体育会館)		
第1競技場観覧席	1時間につき	2,500円
役員控室	1時間につき	650円
移動ステージ	1式1回につき	1,250円
放送設備 第1競技場	1式1回につき	3,800円
第2競技場	1式1回につき	2,500円
電光得点標示器	1式1回につき	3,800円
移動式電光得点標示器	1式1回につき	3,800円
長机	1脚1回につき	100円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	20円
フロアシート	1枚1回につき	150円
バレーボール器具	1組1回につき	650円
フットサル器具	1組1回につき	650円
ソフトバレーボール器具	1組1回につき	400円

バドミントン器具	1組1回につき	400円
ハンドボール器具	1組1回につき	650円
卓球器具	1組1回につき	400円
バスケットボール器具	1組1回につき	1,250円
ソフトテニス器具	1組1回につき	650円
体操器具（平均台、マット、鉄棒、跳び箱）	1物品1回につき	100円
柔道畳	1組1回につき	1,250円
冷暖房設備 第1競技場	冷房1時間につき	8,400円
	暖房1時間につき	5,250円
第2競技場	冷房1時間につき	2,100円
	暖房1時間につき	1,580円
電源	1回路1回につき	300円

b) 明石海浜公園

1) 明石海浜テニスコート・明石海浜運動場

会議室	1室1時間につき	400円
放送設備	1式1回につき	1,250円
電源	1回路1回につき	300円
夜間照明設備 照度型式1	点灯時間30分につき	1,580円
照度型式2	点灯時間30分につき	1,260円
照度型式3	点灯時間30分につき	480円

2) 明石海浜屋内競技場

会議室	1室1時間につき	400円
バレーボール器具	1組1回につき	650円
ソフトバレーボール器具	1組1回につき	400円
バドミントン器具	1組1回につき	400円
卓球器具	1組1回につき	400円
バスケットボール器具	1組1回につき	1,250円
体操器具（平均台、マット、鉄棒、跳び箱）	1物品1回につき	100円
電源	1回路1回につき	300円

c) 魚住北公園

魚住北テニスコート・魚住北多目的広場

電源	1回路1回につき	300円
----	----------	------

③ 使用料の帰属

有料施設の使用料は、明石市の収入とする。また、使用料の徴収及び減免、キャンセル等による使用料の還付事務については、指定管理者の業務とする。

④ 使用料の不還付及び減免

1) 明石市都市公園条例第10条の規定により、既納の使用料は還付しない。

ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2) 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

⑤ 有料施設の申込み受付等

プール以外の有料施設について条例等による申込みの受付をするとともに、申込み多数の場合抽選による利用者の確定及び通知を行い、前述の項目「①有料施設の使用料」のとおり使用料の徴収を行うこと。また、キャンセル等があった場合の事務処理を行うこと。

(4) 実施事業

① 指定事業

a) スポーツ

誰もが身近にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツ教室を開催すること。また、種目、曜日、時間をあらかじめ設定し、誰もが気軽に参加できるスポーツ開放を実施すること。

こうしたスポーツ教室やスポーツ開放のほか、参加者を広く募り、スポーツ大会などのイベントを開催すること。

明石中央体育会館2階のロビー及び第2競技場のアリーナに卓球コーナーを開設しているた

め、継続して設置すること。

明石中央体育会館2階のトレーニングルームは、現行の指定管理者の提案により開設しているため、継続して開設すること。ただし、トレーニング機器は、現行の指定管理者の持込みであるため、継続した開設に向け、トレーニング機器を持込むこと。

なお、実施を求めるスポーツ教室及びスポーツ開放は以下のとおりとする。

1) スポーツ教室

明石中央体育会館

卓球、バレーボール、フットサル、体操（ダンス、ヨガなども含む）

明石海浜公園

体操（ダンス、ヨガなども含む）、テニス、サッカー

魚住北公園

テニス

2) スポーツ開放

明石中央体育会館

卓球、バレーボール、バドミントン

明石海浜公園

テニス、バスケットボール、グラウンドゴルフ

3) 魚住北公園

グラウンドゴルフ

b) イベント

自然とのふれあいや公園の魅力を生かした四季折々のイベントなど、賑わいを生み出すイベントを企画し、開催すること。

石ケ谷公園内には、乗馬場が設置されており、設置者である明石乗馬協会と連携し、定期的にイベントを開催しているため、継続して開催すること。

② 提案事業

これまでも指定管理者の提案事業として、トレーニングルームやハーブガーデンズなどが設置されてきた。こうした公園施設の設置など、公園をさらに利活用し、新たな賑わいの創出に向け、創意工夫のある提案をすることができる。

※指定事業及び提案事業は、一般利用者や大会などに配慮しながら、市と協議した上で実施すること。また、誰もが気軽に参加できる料金とすること。これらの事業に要する経費は、指定管理料から支出できるものとし、市と協議することで、施設の使用許可などの手続きも必要としない。

(5) 附帯施設の運営

公園内に設けている以下の公園施設については、公園施設設置許可によって指定管理者が設置しているものである。これらの施設は、利用者の便益施設として市が許可したもので、継続して設置するために同許可申請を行うこと。同許可の交付に際し、使用料の納付が必要となり、同許可申請については、毎年更新手続きを行うこと。許可を受けた指定管理者は、自動販売機業者等とそれぞれ販売委託契約等を締結することとし、これらの販売手数料等を自らの収入とすることができる。なお、これらの施設の光熱水費等の経費は、指定管理者の負担とする。

委託先事業者の選定にあたっては、必要に応じて公募や見積合わせを行う、また、書面による契約を徹底するなど、委託契約の公平性や透明性を確保するための措置を講じること。

a) 石ケ谷公園

・自動販売機（15台、内4台は屋外）

・旧レストランについては、情報発信コーナーとしての活用と同時に利用者ニーズに応えるために飲料用自販機（1台）及び、軽食用（パン・ラーメン）の自販機（2台）を設置。

b) 明石海浜公園

・飲食物等の販売

1) プール食堂（7月1日～8月31日）

2) 自動販売機（9台）（ただし、プール期間中は2台増設）

c) 魚住北公園

・自動販売機（1台）

d) 明石北わんぱく広場

・自動販売機（１台）

※令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの期間については、市と設置業者とで自動販売機設置に係る協定を締結している。指定管理者は期間終了後、新たに自動販売機業者等と販売委託契約等を締結すること。

（６）公園内行為許可

- ① 公園内行為許可（明石市都市公園条例第３条）に関する業務については、指定管理業務に含まれるが、公園占用許可（都市公園法第６条第１項又は第３項）、公園施設設置許可及び公園施設管理許可（同法第５条第１項）に関する業務については、市が行う。市が許可した場合、指定管理者は、それに協力すること。
- ② 公園内行為許可について、地域が主体となったイベントを開催しようとする場合は、事前に主催者、指定管理者、市で協議を行う場を設けること。

６ 指定管理料等

管理運営に係る経費の額は、指定管理者に指定した後、市と指定管理者とが毎年協議の上、決定する。

（１）指定管理料の支払い

①支払時期

支払の期日及び方法は、市と指定管理者との協議の上、年度協定書で定める。

②経費の精算

修繕費は、年度終了後、執行残額を市へ返還するものとし、不足が生じた場合は、市と指定管理者との協議の上、市の予算の範囲内で市が必要な経費を補てんするものとする。

（２）修繕費

指定管理者は、収支計画書を策定する際に、修繕に必要な経費として年間１，２００万円（石ヶ谷公園５００万円、明石海浜公園５００万円、その他の公園２００万円）を計上すること。

修繕の実施（見積等）は、明石市契約規則等に準じて実施すること。

１件当たりの修繕料が５０万円以上の場合や年間の修繕費が１，２００万円を超える場合については、事前に市と協議すること。

（３）光熱水費

指定管理者は、収支計画書を策定する際に、光熱水費として、年間２，３８０万円（石ヶ谷公園１，１５０万円、明石海浜公園６９０万円、明石海浜プール４６０万円、魚住北公園４０万円、明石北わんぱく広場４０万円）を計上すること。

（４）その他

電気・水道・ガス等の光熱水費及び電話・ＦＡＸ等の通信・運搬費は、指定管理料から支払うものとする。また、パソコンやコピー機は貸与外とするため、指定管理者で調達すること。

７ 報告業務

業務に関する報告を以下のとおり行なうこと。

（１）月例報告（翌月１０日まで）

- ① 使用料徴収に関する事項
- ② 減免に関する事項
- ③ 還付に関する事項
- ④ 公園管理施設点検報告書
- ⑤ 修繕費執行状況報告書
- ⑥ 指定事業実施状況報告書
- ⑦ 提案事業実施状況報告書
- ⑧ 利用者からの要望、苦情、事故等のに関する報告書
- ⑨ 広報に関すること
- ⑩ その他、市から提出を求められた事項

（２）四半期報告（翌月１０日まで）

- ① 事業報告書
- ② 使用料の徴収、還付及び減免報告書

- ③ 収支報告（会計帳簿類も含む）
- ④ 修繕費執行状況報告書（請求書及び領収書等も含む）
- ⑤ 委託料明細書（請求書及び領収書等も含む）
- ⑥ その他市から提出を求められた事項

（３） 年次報告

- ① 事業報告書（管理業務の実施状況、施設の利用状況、使用料等の収入実績、管理経費の収支状況）（事業年度終了後６０日以内に）
- ② 使用料の徴収、還付及び減免報告書
- ③ 収支報告書
- ④ 修繕費等の精算報告書等（事業年度終了後速やかに）
- ⑤ その他市から提出を求められた事項
- ※ 評価の実施

提出された事業報告に基づき、指定管理業務の実施結果についての評価を行う。
 なお、評価に際しては、外部の有識者から評価や意見等を求める場合がある。

（４） 臨時報告

- ① アンケートの実施結果及び分析報告書
- ② 修繕費等見積結果表
- ③ 備品の購入に関すること
- ④ 事故に関すること
- ⑤ その他市から提出を求められた事項。

（５） その他

- ① 事業計画書（３月）
- ② 実施事業計画書（３月）
- ③ １～４年次については、毎年１０月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整の上、作成し提出すること。

別表1 責任分担表

項目	指定管理者	市
施設の運営管理・維持管理	○	
施設・設備の修繕の実施	○ 経年劣化による小規模なもの	○ 左記以外
事故・第三者による施設・設備・資料等の損傷	○ ・指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの ・上記以外の事由によるもので小規模の損傷	○ 左記以外
利用者・第三者への賠償	○ 指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの	○ 左記以外
不可抗力（風水害・地震・感染症の大規模な流行、騒乱・暴動等）に伴う施設・設備の損傷及び事業履行不能	協議により定める	

別表２（公園部分管理表）

a) 石ケ谷公園

作業内容	作業頻度	備考
日常点検	毎日	休館日は除く。
清掃	毎日	休館日は除く。トイレは常に清潔な状態を維持すること。
落葉清掃	適宜	
高木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している高木を対象とする。
中木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している中木を対象とする。
高木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない高木を対象とする。
中木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない中木を対象とする。
生垣剪定	2回／年	
低木剪定	2回／年	
藤棚剪定	2回／年	
枯木伐採	適宜	
除草	2～3回／年	放牧場・ビオトープ・駐車場外周等
除草	適宜	梅林・バーベキュー許可エリア
除草・芝刈り	4～5回／年	エントランス・体育会館周囲・あそびの丘・中部配水場前
		野外活動広場・芝生広場・ひだまりの広場・ハーブガーデン等
整地	3回／年	
側溝土砂上げ	4～5回／年	石ケ谷公園北側の道路側溝も対象とする。
灌水	適宜	
防除	適宜	
除草剤散布	適宜	使用については、市と協議すること。（原則、使用しないものとする。）
ごみ収集	2回／週	
その他		公園灯付近は、1回／月は確認し、必要に応じて剪定すること。
		花見など混雑が予想される時期は、清掃等の頻度を増やすなど適切に対応すること。

b) 明石海浜公園

作業内容	作業頻度	備考
日常点検	毎日	休場日は除く。
清掃	毎日	休場日は除く。トイレは常に清潔な状態を維持すること。
落葉清掃	1回／週	
高木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している高木を対象とする。
中木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している中木を対象とする。
高木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない高木を対象とする。
中木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない中木を対象とする。
生垣剪定	2回／年	
低木剪定	2回／年	
藤棚剪定	2回／年	
枯木伐採	適宜	
除草	2～3回／年	
芝刈り	4～5回／年	
整地	3回／年	
側溝土砂上げ	5回／年	
灌水	適宜	
防除	適宜	
除草剤散布	適宜	使用については、市と協議すること。（原則、使用しないものとする。）
ごみ収集	2回／週	
その他		公園灯付近は、1回／月は確認し、必要に応じて剪定すること。

c) 魚住北公園

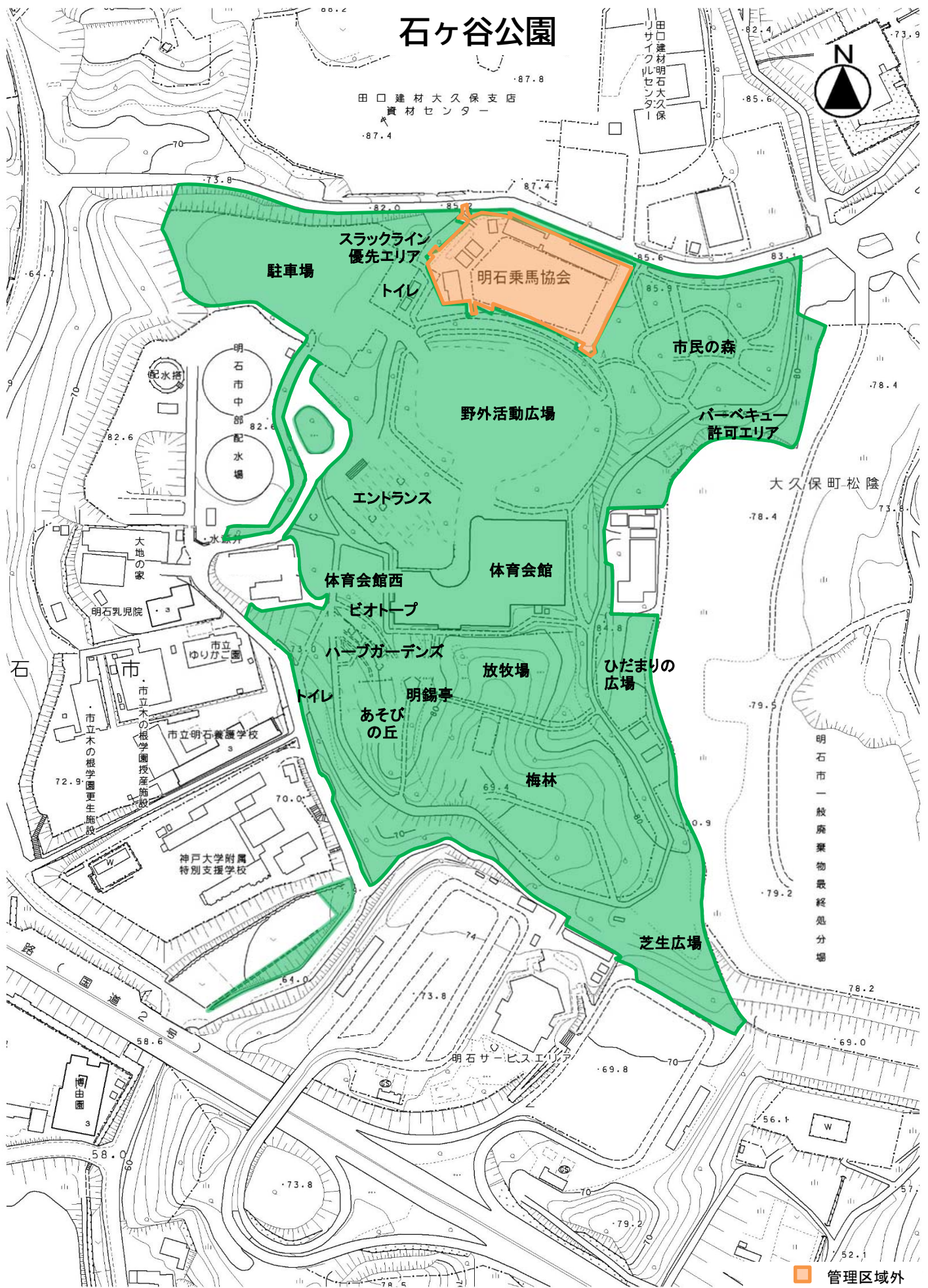
作業内容	作業頻度	備考
日常点検	毎日	休場日は除く。
清掃	毎日	休場日は除く。トイレは常に清潔な状態を維持すること。
落葉清掃	1回／週	
高木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している高木を対象とする。
中木剪定	1回／年	原則、毎年剪定している中木を対象とする。
高木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない高木を対象とする。
中木剪定	適宜	原則、毎年剪定していない中木を対象とする。
生垣剪定	2回／年	
低木剪定	2回／年	
枯木伐採	適宜	
除草	3～5回／年	多目的広場は、5回／年とする。
整地	3回／年	
側溝土砂上げ	適宜	
灌水	適宜	
防除	適宜	
除草剤散布	適宜	使用については、市と協議すること。（原則、使用しないものとする。）
ごみ収集	適宜	
その他		公園灯付近は、1回／月は確認し、必要に応じて剪定すること。

d)明石北わんぱく広場

作業内容	作業頻度	備考
日常点検	毎日	休場日は除く。
清掃	毎日	休場日は除く。トイレは常に清潔な状態を維持すること。
落葉清掃	1回/週	
高木剪定	1回/年	
中木剪定	1回/年	
生垣剪定	1～2回/年	
低木剪定	1～2回/年	
藤棚剪定	1～2回/年	
枯木伐採	適宜	
除草・芝刈り	9回/年	芝生（園路内側） 14,000m ² ×9回=126,000m ² 刈高は25mmから40mmとする。
エアレーション	1回/年	芝生（園路内側） 14,000m ² ×1回= 14,000m ²
動力薬剤散布	2回/年	芝生（園路内側） 14,000m ² ×2回= 28,000m ²
除草・芝刈り	4回/年	園路外側 7,850m ² ×4回= 31,400m ² 刈高は25mmから40mmとする。
整地	3回/年	多目的広場
側溝土砂上げ	適宜	
灌水	適宜	
防除	適宜	
除草剤散布	適宜	使用については、市と協議すること。（原則、使用しないものとする。）
ごみ収集	適宜	
その他		浄化槽の処理水が満水になると警報ランプが点灯するため、定期的に散水すること。

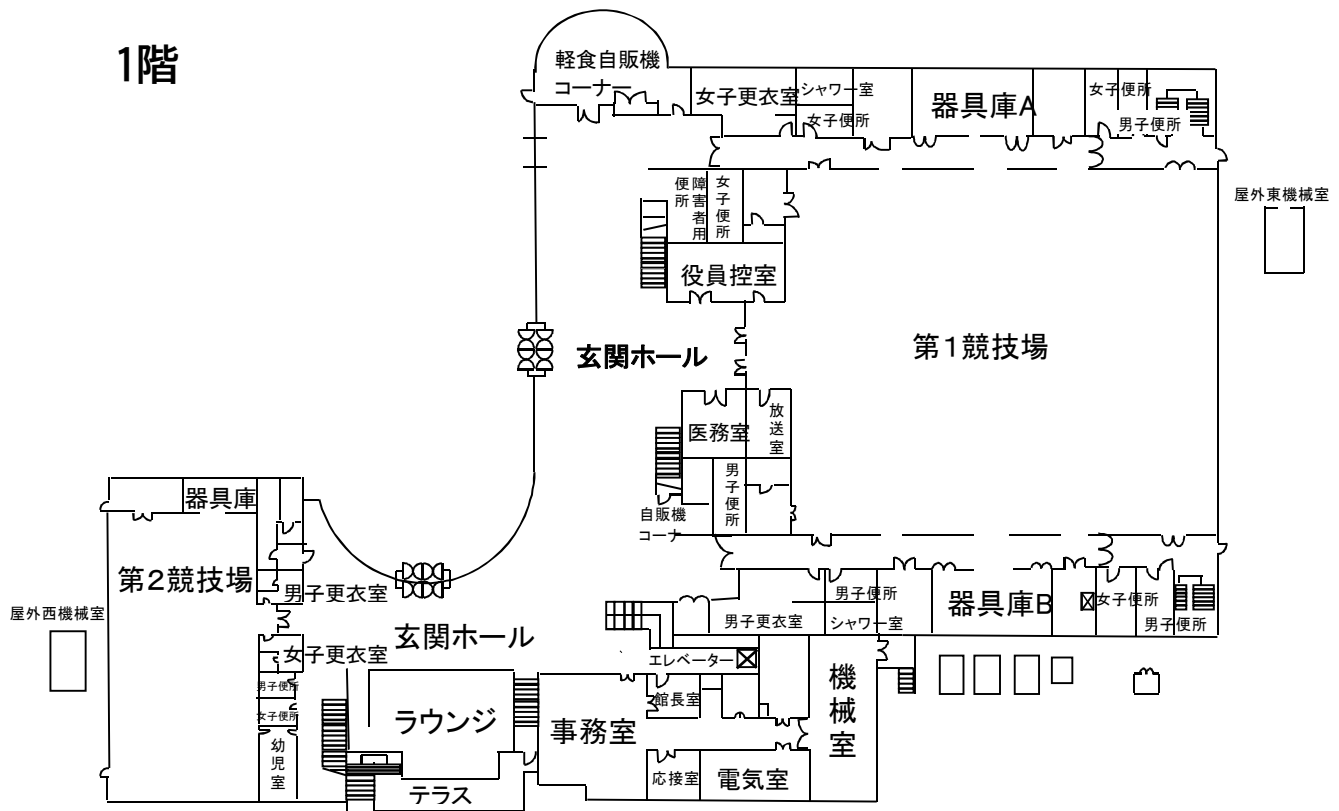
e)高丘東公園 f)高丘西公園 g)西二見公園 h)西二見緑地 i)南二見東緑地 j)南二見西緑地

作業内容	作業頻度	備考
日常点検	4回/週	高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地
日常点検	3回/週	南二見東緑地、南二見西緑地
清掃	4回/週	高丘東公園、高丘西公園、西二見公園、西二見緑地
清掃	3回/週	南二見東緑地、南二見西緑地
落葉清掃	1回/週	
高木剪定	適宜	枯れ枝、病害虫枝、危険枝、障害枝、弱小枝等は、適宜適切に剪定すること。
中木剪定	適宜	枯れ枝、病害虫枝、危険枝、障害枝、弱小枝等は、適宜適切に剪定すること。
生垣剪定	1回/年	
低木剪定	1回/年	
藤棚剪定	1回/年	
枯木伐採	適宜	
除草	2～3回/年	
整地	3回/年	
側溝土砂上げ	適宜	
灌水	適宜	
防除	適宜	
除草剤散布	適宜	使用については、市と協議すること。（原則、使用しないものとする。）
ごみ収集	適宜	
その他		トイレは常に清潔な状態を維持すること。
		公園灯付近は、1回/月は確認し、必要に応じて剪定すること。
		高木及び中木の基本剪定は、3年程度に1度、市が実施する。

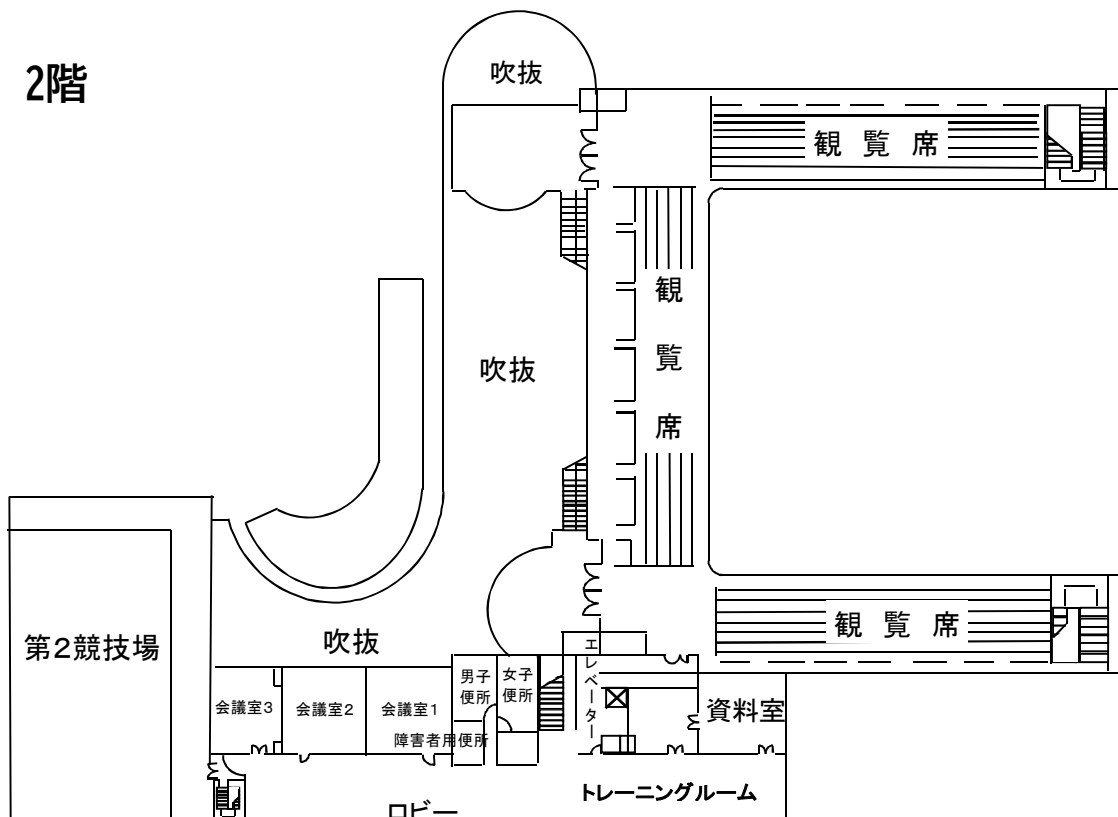


明石中央体育会館

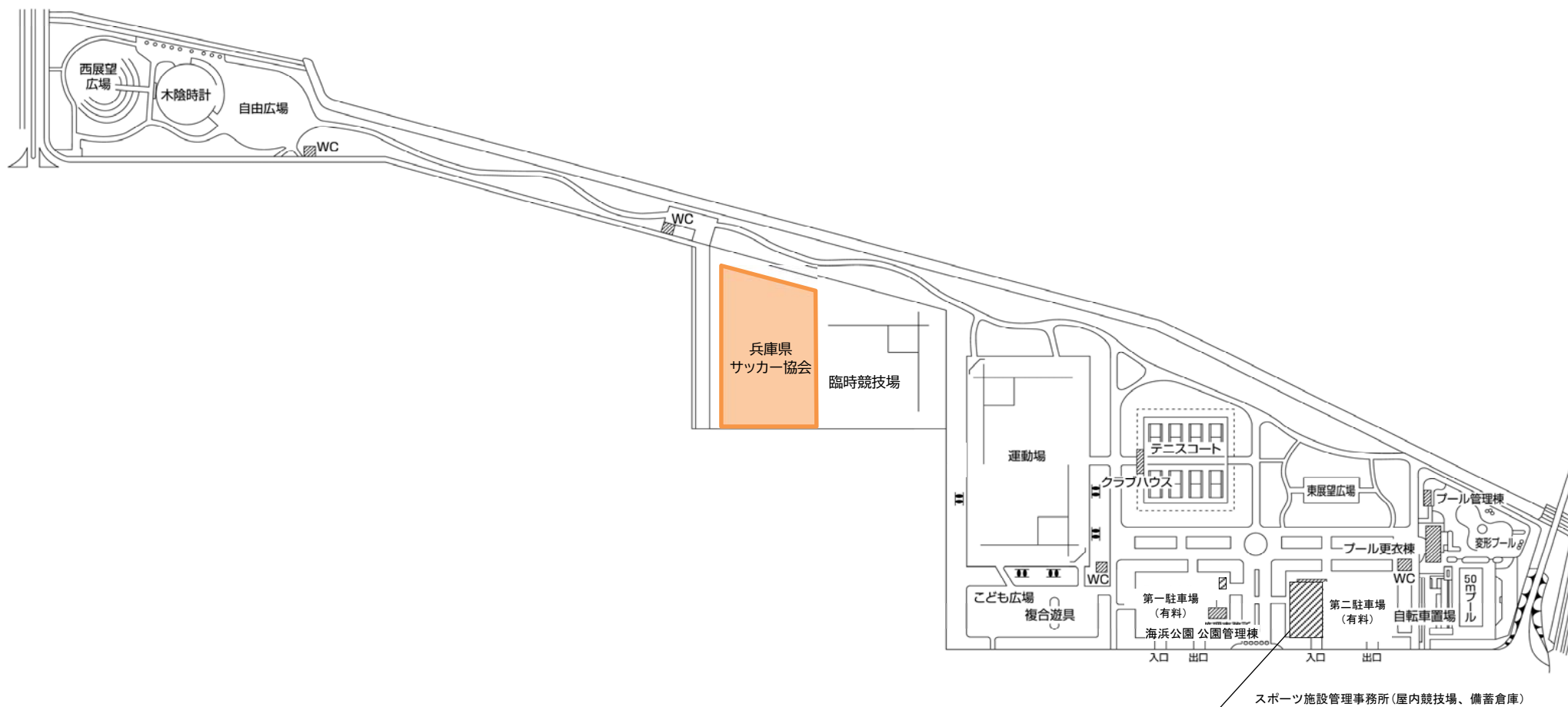
1階



2階

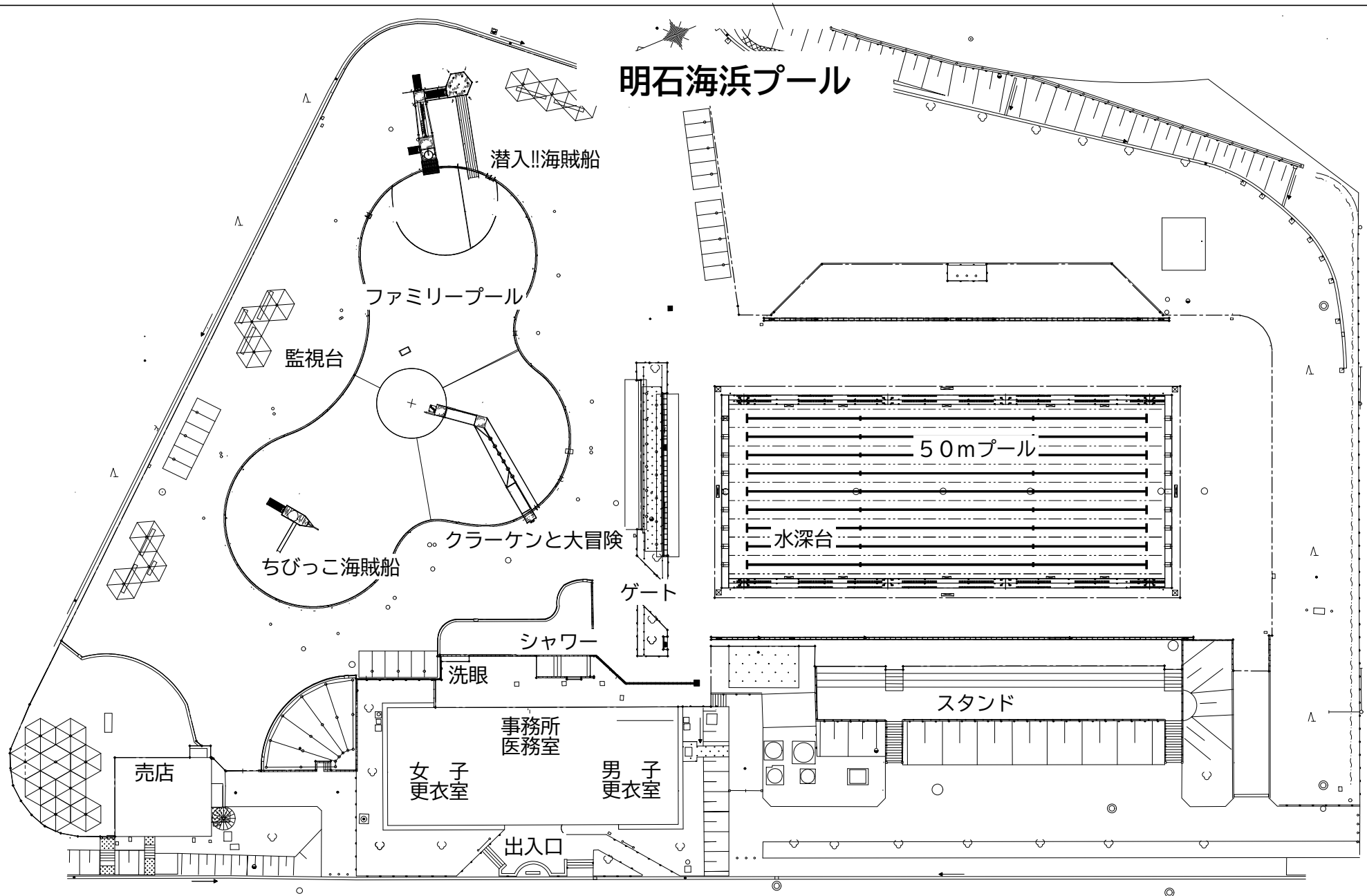


明石海浜公園

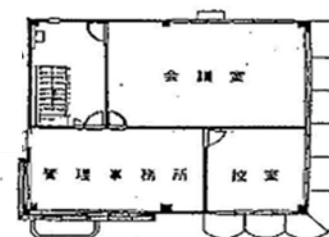
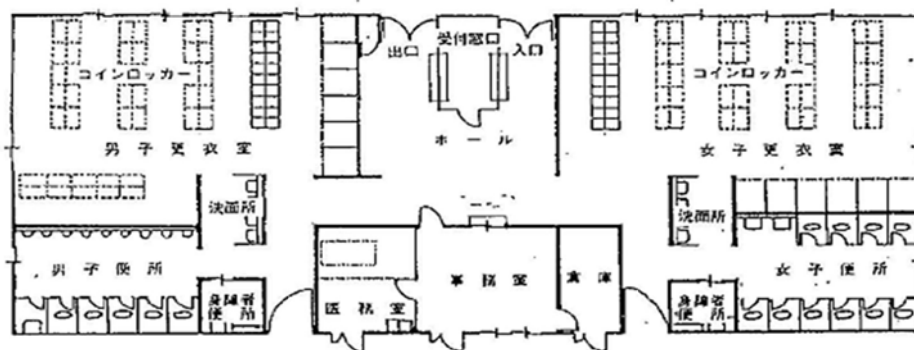


管理区域外

明石海浜プール

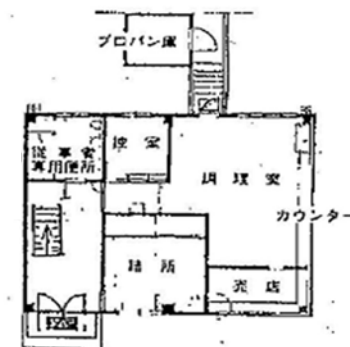


明石海浜プール更衣棟



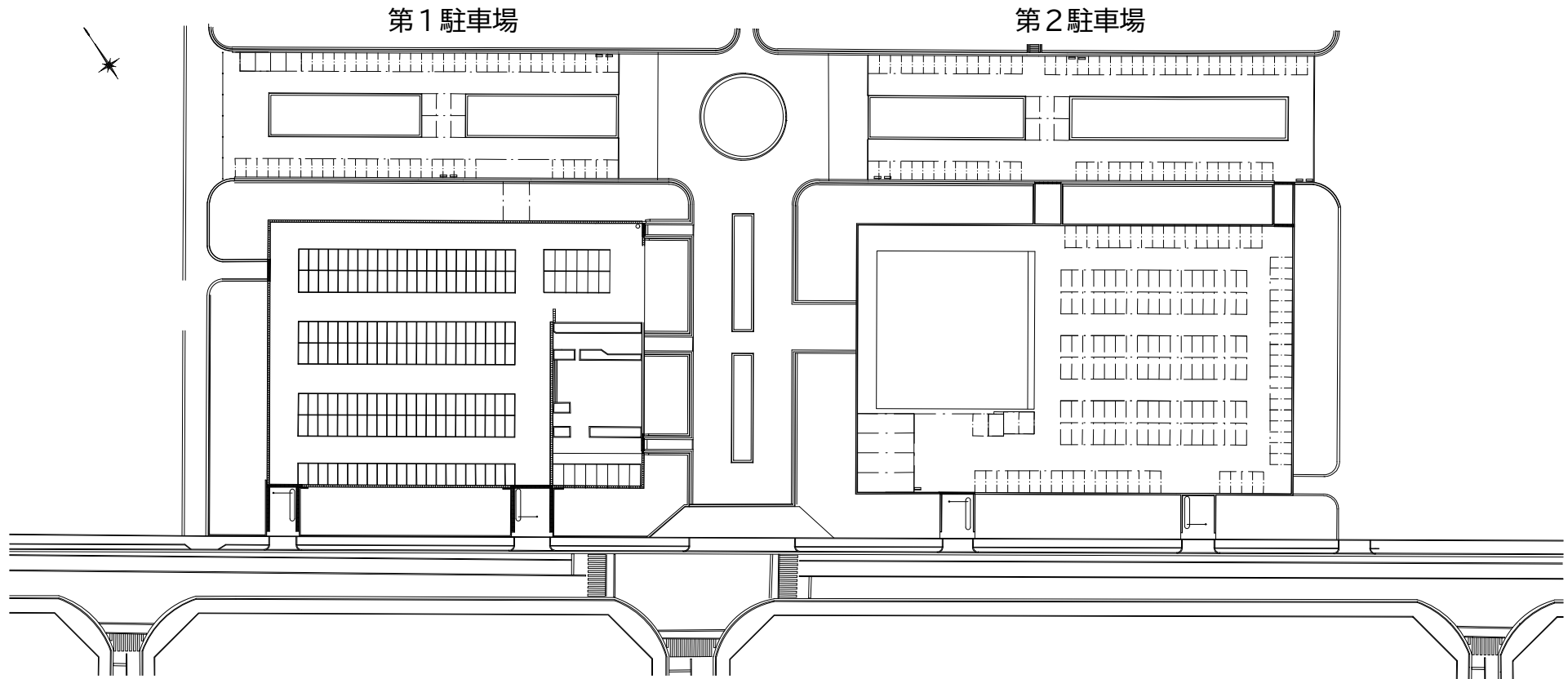
(管理棟)

2 階



1 階

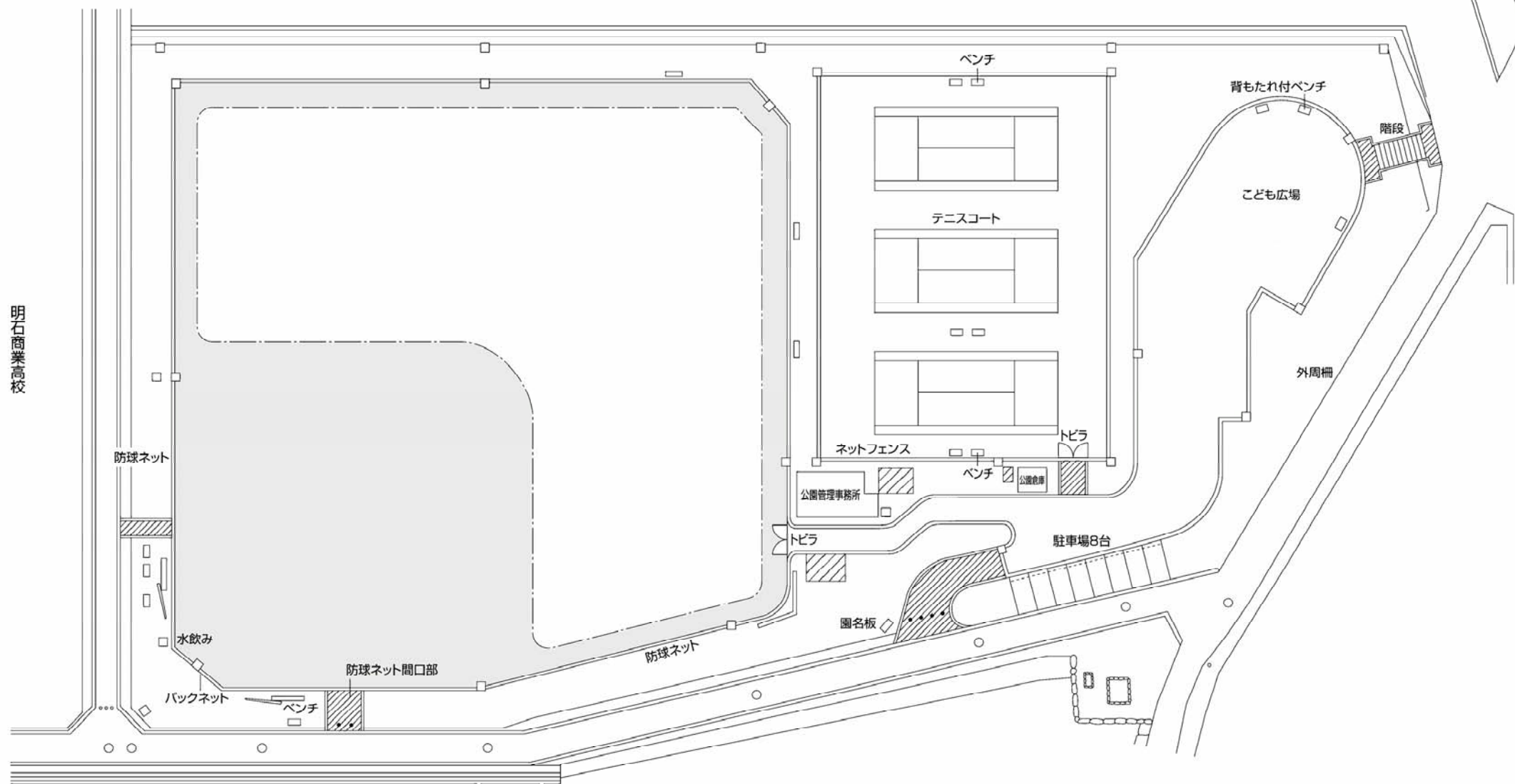
明石海浜公園駐車場





魚住北公園

魚住東中学校



明石商業高校

宗賢神社

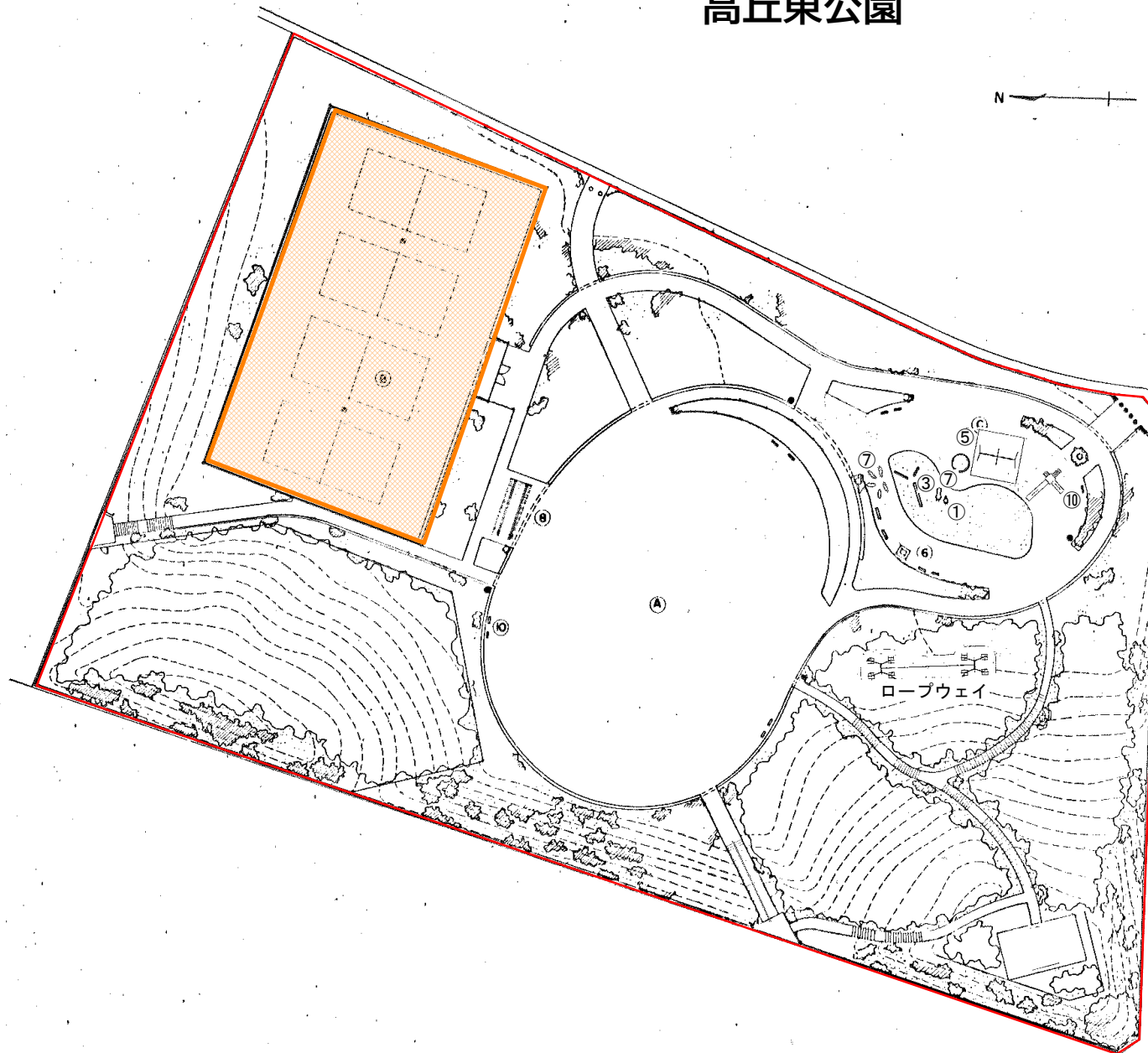
The site plan for Akashi North Wankaku Plaza shows a large rectangular area with a red boundary. The plan includes various landscaping features such as trees, shrubs, and lawns. Key areas are labeled, including '芝生広場' (Grass Field) and '多目的広場' (Multi-purpose Field). The plan also shows existing structures, parking areas, and access points. A north arrow is located in the upper right corner. A scale bar at the bottom left indicates distances from 0 to 60 meters. The plan is surrounded by roads and other infrastructure, with labels for '大井川' (Oiwake River) and '山崎川' (Yamazaki River).

明石北わんぱく広場

記号	工種／名称	規格／形状	数量	単位	備考
■	自然色舗装(密粒)	t=50 砕石層	967.9	m ²	厚さ 5.5m
	自然色舗装(透水)	t=40 砕石層	678.3	m ²	厚さ 2.0m~3.0m
	砕石舗装	砕石(C-40)	435.1	m ²	厚さ T=100
■	アスファルト舗装	密粒アスコン表層 t=50 粗粒+再生砕石層 t=200	1,159.7	m ²	駐車場 厚さ T=250
■	ブロック張舗装	インダストリアルブロック t=40 砕石+砕石層 t=150	685.2	m ²	エンドラン・光沢面 厚さ T=150
■	車輪止めブロック	後付アンカー式	84	個	歩道
■	区画線工	冷熱式白線 15cm幅 植栽樹・マーク等	322.0	m	
■	緑石1型	地先境界型 120×120×600	636.7	m	
■	緑石2型	地先境界型 150×150×600	126.6	m	
■	緑石3型	120×150×600 砕石	18.0	m	
■	緑石3型	砕石緑石(イナダ) 150×200×600	26.8	m	
■	緑石4型	多量型砕石 150/75×200×600	23.8	m	
■	階段工	プラ版木 W=2.0m	8	段	
■	照明・時計塔設置位置		—		電気設備参照

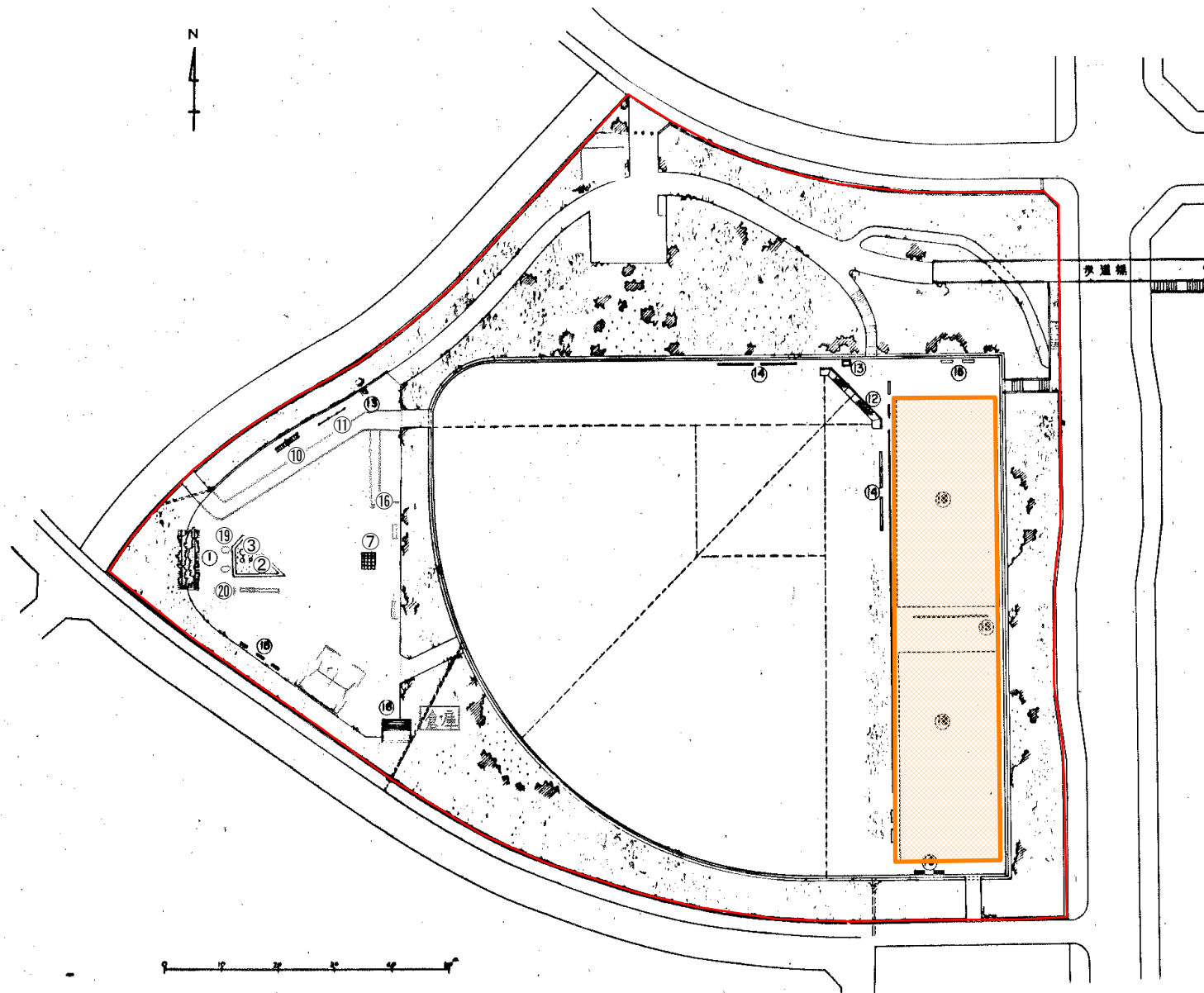
記号	工種／名称	規格／形状	数量	単位	備考
□	水飲み場		2	箇所	水道設備参照
■	既設フェンス移設	ネットフェンス H=1.8m 基礎ブロック長	127.5	m	
■	フェンス	ネットフェンス H=1.2m 基礎ブロック長	106.9	m	
■	フェンス門扉	ネットフェンス H=1.2m W=3.0m	2	箇所	H=1.2m W=1.0m 1箇所
■	格子フェンス	H=1.8m	12.0	m	正門工
■	コンクリート壁	現場打ち H=1.8m	9.1	m	正門工
■	引戸原工	H=1.8m 開口幅=5.3m H=1.8m 開口幅=8.1m	1	箇所	正門工 駐車場
■	車止め	ハット型φ101.6	3	個	
■	建築施設設置位置	便所・管理棟・器具庫	—		建築施設参照
■	芝生A 砕石盛置舗装	再生砕石(C-40) t=100	7,788.4	m ²	厚さ T=100 砕石層 t=150
■	グラウンド高砂土舗装	表面高砂土+裏砂土+砕石層 t=100	2,321.7	m ²	厚さ T=250
☆	風車基礎工		1	基	
■	張芝A(平地広場)	100%張り	7,788.4	m ²	厚さ T=100 砕石層 t=150
■	張芝B(傾斜地)	100%張り	6,214.0	m ²	厚さ T=100 砕石層 t=150
■	張芝C(外周緑地等)	野芝70%目張り	5,471.2	m ²	厚さ T=100 砕石層 t=150

高丘東公園



凡 例		
(A)	自由広場	
(B)	テニスコート	
(C)	児童広場	
(1)	砂 場	約 2 (47)
(2)	丸木小屋の遊具	
(3)	擬木平均台	
(4)	キノコの休憩所	
(5)	四 連 プランコ	
(6)		
(7)	動 物	シマウマ 5
(8)	日 陰 棚	
(9)		
(10)	ベンチ	24 座 (10 座 10 座 10 座)
(11)		
(12)	モニュメント	(別途)
◇	照 明 灯	6 基
●	水飲み散水栓	5 基
■	散 水 栓	2 基
○	車止め (取外式)	2 基
●	・ (固定式)	4 基
--	門 柱	A型 2 基 B型 1 基

高丘西公園



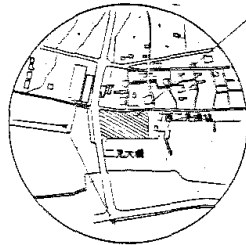
凡 例			
記号	名 称	数 量	備 考
(1)	日 陰 棚	1.0 ㎡	(A 型)
(2)	砂 場	1.0 ㎡	
(3)	ママゴト台	3.0 ㎡	¥120,800,80
(4)		1.0 ㎡	
(5)		1.0 ㎡	
(6)	4 連 プランコ	1.0 *	
(7)	ジャングルジム	1.0 *	
(8)		1.0 *	
(9)		1.0 *	
(10)	ラ タ ー	7.0 *	
(11)	三 道 低 鉄 棒	1.0 *	
(12)	バックネット	1.0 *	
(13)	水 の み	2.0 *	
(14)	長 ベ ン チ	4.0 *	
(15)	ベ ン チ	18.0 *	
(16)	便 所	1.0 棟	
(17)			
(18)	バレーボールコート	2.0	
◇	照 明 灯	5.0 灯	

- 19 スライド遊具
20 滑り台

管理区域外

西二見公園

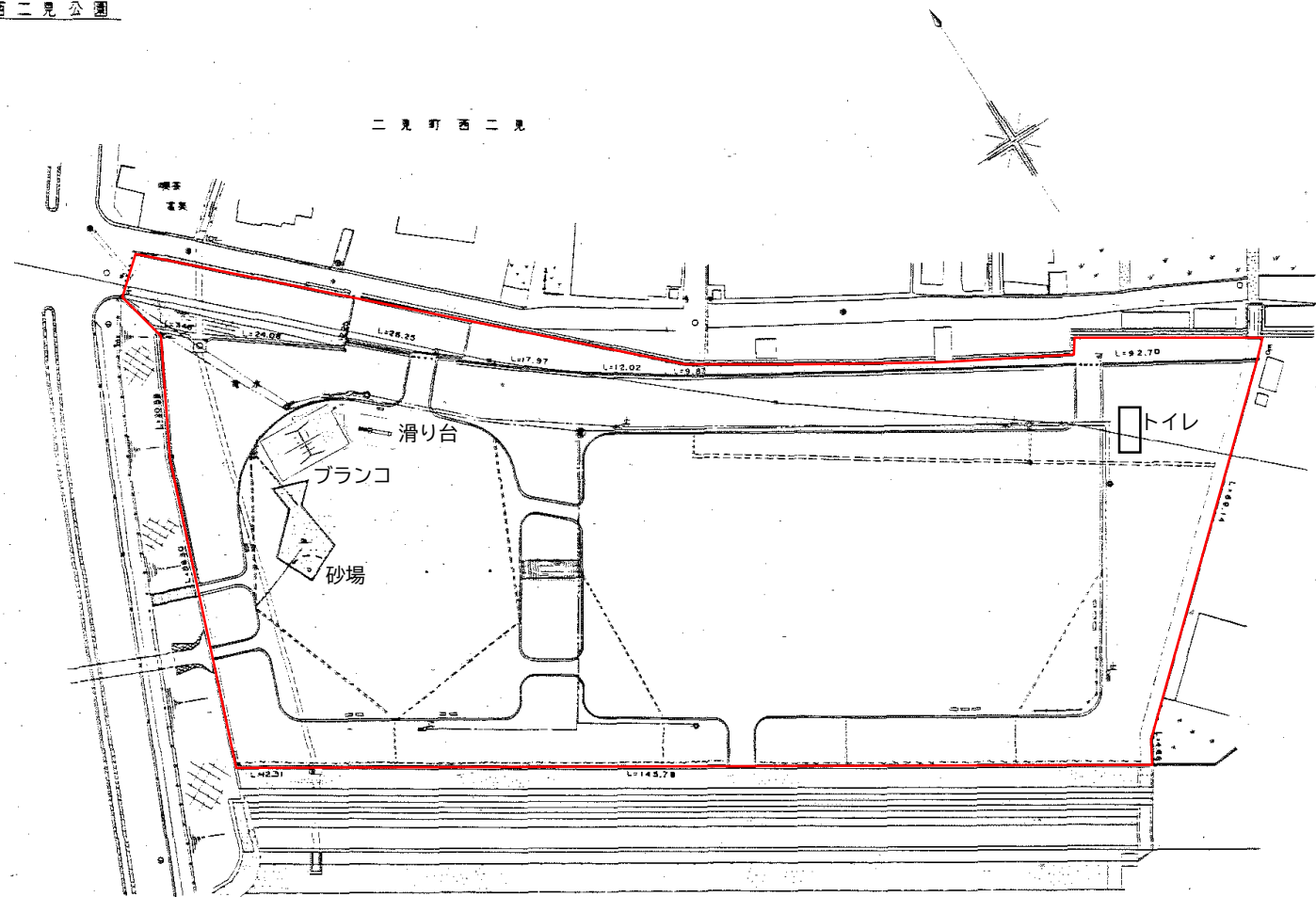
位置図



西二見公園

二見町西二見

凡 例				
公園施設				
記号	名称	品質寸法	数量	単位
	しき溝		528.2	m
	ベンチ	木製	15	基
	ブランコ	鉄製2連	1	基
	スベリ台	鉄製	1	基
	砂場	コンクリート	89	m ²
	水鉄石	鉄製	2	基
	基土	鉄製可動式	8	基
	金網柵	H=3.0	20.0	m
	便所	3.65x2.85	1	棟
	園門	コンクリート	2	基
	鉄柵	ブランコ周 H=0.7	5.4	m
	照明灯	水銀灯	3	基
	引込管	鉄製	1	基
	取水栓		4	基
	止水栓		1	基
	止水栓		4	基
	マンホール		1	基
	電気メーター		1	基
	平敷基礎	コンクリート	31.5	m ²
	格子フェンス	H=1.8	73.8	m



西二見緑地

加古川市二見町

明石市二見町

NO.16 NO.17 NO.18 NO.19 NO.20 NO.21 NO.22 NO.23 NO.24 NO.25 NO.26 NO.27 NO.28

35 40

トイレ

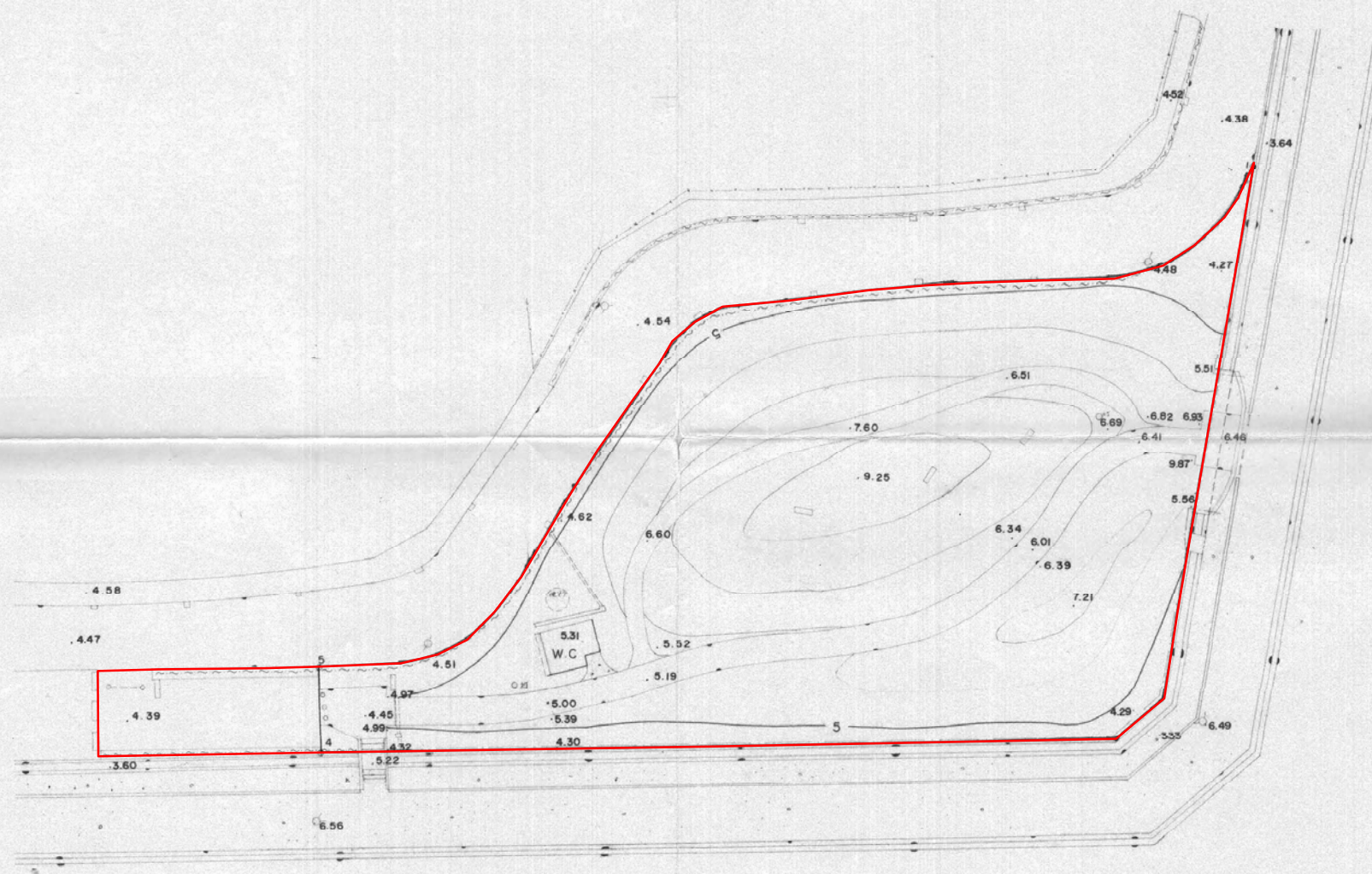
飲場

35 30 25

T3-1

T9

明石市



[illegible]